

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和水町長 石原 佳幸

市町村名 (市町村コード)	和水町 (43369)
地域名 (地域内農業集落名)	十町地区 (山口、猿懸、下平、坂本、橋上、瀬戸、宿)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は十町川の上流域に位置する中山間地帯で、以前から水稲、ナスの生産が中心である。担い手は高齢化が進んでいるが、10年後も自ら継続して経営する意欲のある農家が多い。しかし、現在の経営規模を維持することが精一杯の状況であり、新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備済みの農地では、引き続き水稲の生産を行う。
その他の農地では、現在も作付けされているナスやいちご等、高収益作物への転換を進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	256 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農業者の経営状況に応じて集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
関係機関である県・町・農業委員会・JA等が連携しながら、地域にあった経営体を募り、農業者の意向を踏まえながら、担い手として育成していく。相談から就農まで支援を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関である県・町・農業委員会・JA等が連携しながら、地域にあった経営体を募り、農業者の意向を踏まえながら、担い手として育成していく。相談から就農まで支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手とJA等が連携して支援を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退しているため、町の補助事業を活用し、電気柵の設置を進める。
- ③農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入に取り組む。
- ⑦中山間地域等直接支払事業等を活用しながら保全管理を実施していく。